

植生学会誌 (Vegetation Science, 略称 Veg. Sci.)
植生学会誌投稿規程

1. 植生学会誌は、植生学会が定期的に刊行する植生に関する基礎的、応用的研究誌であり、植生学の発展を図ることを目的とする。
 2. 植生学会誌が受け付ける原稿の内容は以下の通りとし、手法は問わないものとする（ただし編集委員会がその価値を判断できるもの）。
 - ・ 植生（古植生を含む）または植物群落を扱っているもの。
 - ・ おもに植物の種や個体群が対象だが、植生の構成種に位置づけて議論しているもの。
 - ・ おもに植物以外の生物が対象だが、植生との関係に着目して議論しているもの。
 - ・ 物理的環境の測定などが主体だが、植生との関係に着目して議論しているもの。
 - ・ その他、植生との関係が明らかで、植生学会員に有益な情報がもたらされると判断されるもの。
 3. 植生学会誌は以下の種類の原稿を掲載する。
 - ① 原著論文 (Original article)：独創的な内容で、植生学に関する価値ある結論あるいは有意義な新事実を含むもの。データの質・量とも十分で、まとまった結論が得られる段階まで研究が進展しているもの。
 - ② 短報 (Short communication)：断片的あるいは萌芽的な研究ではあるが、独創的な内容で、植生学に関する価値ある結論あるいは有意義な新事実を含み、速報性を重視できるもの。
 - ③ 総説 (Review article)：植生学のある特定の研究分野における既存の研究成果、最新の成果、今日の問題点、将来の展望等を、先行研究の大部分を引用して総括し、解説したもの。
 - ④ 解説・意見 (Comment and remark)：植生学のある特定分野における時事的問題についての解説や限定的な事項に関するミニレビュー。
 - ⑤ 資料・報告 (Material and report)：資料はデータそのものに公表の価値があると判断できるもの。報告は植生学会員に有益と考えられる学術情報に関する報告記事。いずれも、解析・考察を伴わないもの。
 - ⑥ 書評 (Book review)：書評は投稿を原則とし、最低でも刷り上がり 1 ページ程度の分量とする。引用文献はつけた方が望ましいがなくても良い。ただし、④解説・意見、⑤資料・報告、⑥書評については情報誌「植生情報」への掲載を原則とする。当該原稿の植生学会誌への掲載は、編集委員会において妥当と判断された場合に限る。
 4. 投稿者の少なくとも一人は本会正会員でなければならない。ただし、編集委員会の依頼原稿はこの限りではない。
 5. 原稿は和文または英文で書かれた未発表のものとし、別に定める執筆要領に従って作成されたものに限って受け付ける。
 6. 原稿の採否および種別は編集委員会が決定する。受け付けられた原稿は、著者が希望する原稿の種別に基づき、担当編集委員のもとで匿名専門家による校閲を受ける。その結果、内容、体裁等に問題があると編集委員会が判断した場合は、その旨を著者に伝えて修正を求める。受理できないと判断された原稿は、理由を明記して著者に返送する。解説・意見、資料・報告、書評は編集委員会が掲載の可否を判断し、必要に応じて著者に修正を求める。
 7. 担当編集委員がその原稿の掲載を可とし、編集委員長がそれを認めた日付をもって、その原稿の受理日とする。
 8. 原稿は次の A または B のいずれかの方法で作成して送付し、必要事項を記入した最新の投稿原稿送付状を添付すること。
 - A. 本文等と図表、投稿原稿送付状を 1 つの PDF ファイルにまとめて電子メール（原則として 3MB 以内）で送付する。メールで投稿する際の件名およびファイル名は「SVS-○○○○」（○○は投稿者のローマ字姓）とする。
 - B. 本文等と図表の全てを 3 部（コピー可）印刷して、投稿原稿送付状とともに郵送する。
 9. 原稿の送付、内容物の転載など会誌に関する問い合わせ・申請は、編集委員会編集主事（受付担当）宛てとする。
 10. 掲載論文の著作権は植生学会に帰属する。内容物の転載は学会の許可を受けること。
- 付則 1. この規程は 2016 年 11 月 11 日より適用する（2016 年 11 月 10 日改定）。
- 付則 2. この規程の改定は、編集委員会の議を経て、運営委員会の承認を得て行うものとする。